

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号	
------	--

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場については、その業種に関係なく、産業医を選任しなければならない。
- 2 衛生管理者は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、設備、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害防止に必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生委員会又は安全衛生委員会を設けなければならない。
- 4 常時1,000人を超える労働者を使用する事業場では、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。
- 5 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

問 2 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、雇入れ時の健康診断を行ったときは、遅滞なく、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、原則として、6か月以内ごとに1回、定期的に、一定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、6か月以上の期間海外に労働者を派遣するときは、原則として、あらかじめ当該労働者に対し一定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、常時使用する労働者に対し、原則として、1年以内ごとに1回、法令で定める項目について医師による定期健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、^お弗化水素ガスを発散する場所における業務に常時従事している労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

問 3 安全衛生教育等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、原則として、その労働者に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、労働者を雇い入れたときは、原則として、その労働者に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、その事業場の属する業種にかかわらず、新たに職務に就くこととなった職長に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に労働者を就かせるときは、原則として、法令で定める安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- 5 事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者等、労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

問 4 次の作業のうち、法令上、作業主任者の選任が規定されていないものはどれか。

- 1 特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業
- 2 酸素欠乏危険場所における作業
- 3 特定粉じん作業
- 4 高圧室内作業
- 5 ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業

問 5 法定の作業環境測定を行うべき屋内作業場に係る測定対象^㉔及び測定頻度^㉕の組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

- | ㉔ | ㉕ |
|-------------------|---------------|
| 1 空気中の放射性物質の濃度 | 1 か月以内ごとに 1 回 |
| 2 空気中の鉛の濃度 | 1 年以内ごとに 1 回 |
| 3 空気中のトルエンの濃度 | 6 か月以内ごとに 1 回 |
| ○ 4 空気中の鉱物性粉じんの濃度 | 1 年以内ごとに 1 回 |
| 5 空気中のクロム酸の濃度 | 6 か月以内ごとに 1 回 |

問 6 作業環境測定基準に従って行う作業環境測定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 鋸^{びょう}打ち機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行い、著しい騒音を発する屋内作業場については、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 2 焼鈍炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行う暑熱の屋内作業場については、半月以内ごとに 1 回、定期的に、当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならない。
- 3 第 1 種酸素欠乏危険作業を行うときは、その日の作業を開始した直後に、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。
- 4 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分については、原則として、1 か月以内ごとに 1 回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定しなければならない。
- 5 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものについては、原則として、2 か月以内ごとに 1 回、定期的に、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温並びに相対湿度を測定しなければならない。

問 7 次の機械等のうち、譲渡、貸与又は設置の際に、具備すべき厚生労働大臣の規格が定められていないものはどれか。

- 1 一酸化炭素用防毒マスク
- 2 電動ファン付き呼吸用保護具
- 3 工業用の特定エックス線装置
- 4 ろ過材及び面体を有する防じんマスク
- 5 送気マスク

問 8 次の化学物質について、法令上、製造に際して厚生労働大臣の許可が必要なものはどれか。

- 1 ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
(別名DDVP)
- 2 ベリリウム化合物
- 3 インジウム化合物
- 4 ホスゲン
- 5 メチルイソブチルケトン

問 9 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 第1種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類以外の指定作業場についてのデザイン及びサンプリングの業務を行うことができない。
- 2 第2種作業環境測定士は、指定作業場の作業環境測定において、粉じんの相対濃度計、検知管等の簡易測定機器を用いる分析を行うことができる。
- 3 指定作業場の作業環境測定結果についての作業環境評価基準に基づく評価は、作業環境測定士ではない者に行わせることができる。
- 4 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う暑熱の屋内作業場についての気温、湿度及びふく射熱の測定は、作業環境測定士でない者に行わせることができる。
- 5 著しい騒音を発する屋内作業場についての等価騒音レベルの測定は、作業環境測定士でない者に行わせることができる。

問 10 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 鉱物性粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。
- 2 石綿等を取り扱う屋内作業場における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。
- 3 ろ過捕集方法に用いるろ過材は、0.5 μmの粒子を95%以上捕集する性能を有するものでなければならない。
- 4 騒音の測定点は、原則として単位作業場所の床面上に6 m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120 cm以上150 cm以下の位置としなければならない。
- 5 ろ過捕集方法による鉱物性粉じんの濃度の測定のための一つの測定点における試料空気の採取時間は、原則として10分間以上の継続した時間としなければならない。

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 キシレンとトルエンを含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、定められた算定式により求めた換算値を測定値とみなし、管理濃度に相当する値を1として管理区分の区分を行う。
- 2 測定点における測定対象物質の濃度がその測定で採用した試料採取方法及び分析方法で求められる定量下限の値に満たない場合には、当該定量下限の値をその測定点の測定値とみなして、管理区分の区分を行う。
- 3 測定値が管理濃度の5分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の5分の1を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。
- 4 2作業日に測定を行う場合において、連続する2作業日について測定を行うことができない合理的な理由があるときは、必要最小限の間隔を空けた2作業日に測定を行うことができる。
- 5 第1評価値及び第2評価値は、1作業日について測定を行った場合と連続する2作業日について測定を行った場合とでは、異なった計算式により計算する。

問 1 2 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を、6 か月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行わなければならない。
- 2 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 3 m をこえる高さにある空間を除き、労働者 1 人について、10 m³ 以上としなければならない。
- 3 事業者は、硫化水素濃度が 10 ppm を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 4 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、タンクの内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、当該場所を換気するときを除き、内燃機関を有する機械を使用してはならない。

問 1 3 特定化学物質の区分に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 塩化ビニルは、第 2 類物質である。
- 2 塩素化ジフェニル（別名 PCB）は、第 1 類物質である。
- 3 コバルトは、第 2 類物質である。
- 4 硝酸は、第 3 類物質である。
- 5 アンモニアは、第 2 類物質である。

問 1 4 特定化学物質障害予防規則において規定する特別有機溶剤に該当しないものは次のうちどれか。

- 1 クロロホルム
- 2 エチルベンゼン
- 3 トリクロロエチレン
- 4 ノルマルヘキサン
- 5 1,2-ジクロロプロパン

問 1 5 有機溶剤中毒予防規則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- 1 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、当該作業場の有機溶剤の濃度を 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、測定しなければならない。
- 2 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、当該業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、医師による所定の項目についての健康診断を行わなければならない。
- 3 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、当該業務を行う作業場に、全体換気装置を設けなければならない。
- 4 屋内作業場において、第 3 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。
- 5 屋内作業場において、第 1 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務に労働者を従事させる場合における有機溶剤等の区分の色分けによる表示は、赤色で行わなければならない。

問 1 6 電離放射線障害防止規則に関する次の記述の①及び②の に入る数値の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。ただし、放射線業務従事者は、緊急作業には従事しないものとする。

「事業者は、男性の放射線業務従事者の受ける実効線量が 5 年間につき 100 mSv を超えず、かつ、1 年間につき ① mSv を超えないようにしなければならない。

事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては 1 年間につき 150 mSv、皮膚に受けるものについては 1 年間につき ② mSv を、それぞれ超えないようにしなければならない。」

	①	②
1	20	300
2	20	500
3	30	300
○ 4	50	500
5	50	1,000

問 1 7 粉じん障害防止規則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 除じん装置を付設すべき局所排気装置の排風機については、原則として、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 2 常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、原則として、法定の項目について特別の教育を行わなければならない。
- 3 特定粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 4 法令に基づき局所排気装置に付設する除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、ろ過除じん方式若しくは電気除じん方式又はこれらと同等以上の性能を有する除じん方式による除じん装置としなければならない。
- 5 法令に基づき鉱物性粉じんに係る作業環境測定を行ったときは、所定の事項を記録して、これを7年間保存しなければならない。

問 1 8 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、含有率及び量とは、それぞれ1気圧、25℃とした場合の空气中に占める当該ガスの容積の割合(ppm)及び1m³中の当該物質の質量をいうものとする。

- 1 事業者は、室における一酸化炭素の含有率を50ppm以下としなければならない。
- 2 事業者は、室における二酸化炭素の含有率を1,000ppm以下としなければならない。
- 3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空气中のホルムアルデヒドの量を0.1mg以下としなければならない。
- 4 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、その設備より室に流入する空気が特定の労働者に直接、継続して及ばないようにしなければならない。
- 5 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気流を0.5m/s以下としなければならない。

問 1 9 酸素欠乏症等防止規則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 酸素欠乏症等とは、酸素欠乏症又は硫化水素中毒をいう。
- 2 ヘリウムを入れたことのあるタンクの内部における作業は、第1種酸素欠乏危険作業である。
- 3 海水が滞留している暗きよの内部における作業は、第2種酸素欠乏危険作業である。
- 4 し尿又は汚水を入れたことのある槽の内部における作業は、第2種酸素欠乏危険作業である。
- 5 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合に、作業の性質上、当該作業を行う場所を換気することが著しく困難なときには、労働者に空気呼吸器又は電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に係るじん肺と合併した肺結核及び続発性気管支炎は、じん肺の合併症である。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1であるものについては、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理2又は管理3であるものについては、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 じん肺管理区分が管理4と決定された者は、療養を要する。
- 5 事業者は、その行ったじん肺健康診断に関する記録及びエックス線写真を5年間保存しなければならない。